

かすみがうら市教育振興基本計画（案）

概要版

2022 年度～2026 年度(令和4年度～令和8年度)

令和4年●月
かすみがうら市教育委員会

■計画の策定方針

計画策定の趣旨

本市では、2017 年度(平成29年度)策定の「かすみがうら市教育振興基本計画〔2017～2021 年度(平成 29～令和 3 年度)〕」において、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」をかすみがうら市教育の基本理念とし、子どもから大人までのすべての市民に学びの機会を提供し、学びの成果を地域に活かすことを目指して、本市の学校教育、生涯学習の施策を展開してまいりました。

この度、現計画の計画期間が終了することから、「かすみがうら市教育振興基本計画〔2022～2026 年度(令和4～令和 8 年度)〕」を策定するものとします。

計画の位置づけ

本計画は教育基本法第 17 条第 2 項が規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定するものです。

策定にあたっては、国の「教育振興基本計画〔2018～2022 年度(平成 30～令和 4 年度)〕及び「いばらき教育プラン〔現計画は 2016～2021 年度(平成 28～令和 3 年度)、次期プランは策定中〕」を踏まえるとともに、「第2次かすみがうら市総合計画〔2017～2026 年度(平成 29～令和 8 年度)〕」を上位計画として、本市の教育振興のため基本的な施策を定めるものです。

計画期間

本計画の計画期間は、2022 年度から 2026 年度(令和 4 年度から令和 8 年度)までの 5 年間とします。

策定方針

- ☐ 子どもから大人まですべての市民を対象とし、学校教育、生涯学習、スポーツ振興など、かすみがうら市の教育全般を包括する総合的な計画とします。
- ☐ グローバル化の進展、IoT やビッグデータ、AI など技術革新による超スマート社会(Society5.0)の到来や国際的な目標SDGsの実現など、新たな時代潮流、国が示す最新の動向を踏まえるものとします。
- ☐ 市の上位計画である総合計画などとの整合を図ります。
- ☐ 計画の実行性を可視化するため、政策的指標の設定を検討するとともに、進行管理を着実に実施するため施策・事業の年次評価を実施するなど、PDCAサイクルの確立を図ります。
- ☐ 郷土への誇り、愛する心の醸成など、教育は地域、市民とともに育むものであるとの観点から、市民参画による計画の推進を目指します。

■教育の基本理念

かすみがうら市教育の基本理念

ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとつづくり

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

かすみがうら市の学校教育は、これまで、思考力・判断力・表現力を身につけ、これからの社会をよりよく生きる力、みんなが手を取りあいともに健やかに生きる力の育成を大切に、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、そして郷土を愛する心を大切に、児童生徒の育成を図ってきました。

しかしながら、社会背景をみると、新型コロナウイルスなど先行きの不透明感が強まる中、時代はSociety5.0により大きな変革を迎えている状況です。

また、国際的に取組が進められているSDGs(持続可能な開発目標)の「目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」を実現させるためには、教育において市が果たすべき役割は非常に大きいものがあり、行政の教育施策の取組がきわめて重要となります。

学校教育においては、このような状況を前向きに受け止め、子ども一人一人の個を尊重し、誰一人取り残さない、多様な生き方を大切にする教育の推進を目指すとともに、ICT教育を加速化させ、学校全体でデジタル化を目指していきます。

さらには、感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する学校教育、絶えず変化していく社会構造の変化に対応できる、持続可能で魅力ある教育を目指していきます。

そして、これまで進めてきた、郷土を愛し、知・徳・体を一体で育むかすみがうら市の学校教育を推進していきます。



SDGs(持続可能な開発目標):「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むため、世界全体が共に取り組むべき普遍的な目標で、2030年(令和12年)を期限とする包括的な17の目標及び169のターゲットにより構成されています。目標4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯教育の機会を促進する」のターゲット4.7には、ESD(持続可能な開発のための教育)が位置づけられています。

ESD(持続可能な開発のための教育):気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する様々な現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらす、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。

子どもから大人まで、すべての市民がかすみがうら市でともに育ち、磨き、学ぶ。
そして、学びの成果を自身や地域に活かすことにより、
地域に誇りを持って、市民一人一人が豊かに生きる姿を目指します。

生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

かすみがうら市では、「育む」、「高める」、「伝える」を生涯学習の視点として、青少年の未来を育み、市民の学びを高め、歴史・文化を伝える取組を推進しています。

人々の健康寿命が延び、人生100年時代といわれる中、「教育－仕事－引退」という3ステージの人生から、より多様で豊かなマルチステージの人生へと生き方・暮らし方が変化してきています。また、新型コロナウイルス感染症拡大や近年の大規模な自然災害の多発など、命を守り、誰一人取り残さない社会の実現が求められています。

生涯学習においては、新しい時代の学びとして、多様な世代の人々がつながり、ともに学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待されています。また、学びを通じて「命を守る」生涯学習の視点も重要です。

これらの取組を推進することにより、SDGsの目標4に掲げられた社会の実現を目指します。

かすみがうら市が持つ豊かな自然とその中で育まれた歴史・文化、地域コミュニティを活かし、市民一人一人が、生きがいや仲間を見つけ、地域の多様な人々とともに学び合い、自らも学び続けることで、豊かで輝く人生を実現できるよう、かすみがうら市の生涯学習を推進していきます。



Society5.0:狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、現代の情報社会(Society4.0)の次に訪れる新しい社会で、情報が経済的な発展のための道具から、環境面や人の暮らしも含めた社会基盤を支える道具になる世界です。

Society 5.0における学びのあり方の変革 「Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会」文部科学省
「一斉一律授業の学校」から「読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場」へ
「同一学年集団の学習」から「同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大」へ
「学校の教室での学習」から「大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム」へ

基本方向1 全ての子どもたちの学びの充実

■かすみがうら市の特色ある教育

(1)かすみがうら市教育振興基本計画の推進	かすみがうら市教育の基本理念の周知を図り、教育振興基本計画を推進します。
(2)地域に根ざした小中一貫教育の推進	中学校区ごとに「小中一貫教育グランドデザイン」を設け、小学校から中学校への円滑な教育継続を目指し、小中一貫教育を推進します。
(3)地域の特性を活かした教育	地域の歴史や文化、産業、自然環境などを活かした体験活動や職場見学・職場体験など、本市独自の郷土教育やキャリア教育を推進します。

■確かな学力の定着

(1)幼児教育から学校教育への接続	幼児期における教育の質の向上を推進し、市内幼児教育施設と小学校が連携し、一貫性・継続性のある教育を行うことで、幼児期から小学校へと円滑な接続を図ります。
(2)基礎学力の定着	学年・学校段階の接続を図り、学び直しや補充的・発展的な学習など、個に応じたきめ細かな学習指導に努めるとともに、主体的・対話的で深い学びの実現を目指します。

■心と体の育成

(1)豊かな心の育成	児童生徒の道徳教育、人権教育、読書活動などを推進し、規範意識の醸成、命を尊ぶ心や他者への思いやりなど、豊かな心を育むとともに、児童生徒の自己肯定感、自己有用感を高めます。
(2)健康の増進や体力の向上	児童生徒が楽しくスポーツを行うことで、体力の維持・向上を図るとともに、健康に関する教育や食育を通して、正しい知識の習得や健康の保持増進を図ります。
(3)生徒指導の充実	児童生徒一人一人の状況に対応した相談体制の充実を図るとともに、いじめ問題や児童生徒の問題行動に対しては、組織的に対応し、未然防止及び早期発見、早期解決に努めます。

子どもたち一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、様々な課題にチャレンジできる資質・能力の育成

■時代の変化に対応した教育の推進

(1)ICT を活用した学びの充実	全児童生徒に整備した 1 人 1 台端末の活用を促進し、プログラミング教育などを通じて論理的思考力や情報活用能力の育成強化を図るとともに、自宅学習にも対応できる仕組みを整備していきます。
(2)国際性豊かな人材育成	外国語指導助手(ALT)の計画的な配置対応を推進し、日常的に音声や基本的な表現に慣れ親しめるよう ICT の活用を図るなど、グローバル化に対応した人材育成を図ります。
(3)特別支援教育の充実	特別な支援を必要とする児童生徒の障害の特性に応じて、支援員の配置や連続性のある多様な学びの場(通級・特別支援学級等)を提供するなど、様々なサポート支援を図ります。

■教育環境の整備

(1)教職員の資質向上	デジタル教科書の導入による ICT 活用などを含め、新たな教育内容・教育課題に対応する教職員育成や各種研修の充実化を図るとともに、効果的教育活動を目指した働き方改革を推進します。
(2)教育を支える環境整備	小中学校施設長寿命化計画を基に改修・建替えの検討を進めるとともに、学校適正規模・適正配置により公平性のある教育環境の整備を図ります。
(3)学校生活の安全確保	児童生徒の登下校時の安全確保に努めるとともに、学校統合により遠方化した地域にはスクールバスを運行します。防犯教室や避難訓練など、校内の防犯・防災教育や環境整備を図ります。

■学校・地域・家庭との連携協力

(1)開かれた学校づくり	学校がより身近に感じられるよう学校ホームページによる情報発信に努めるなど、家庭・地域が協働する地域に開かれた学校を目指します。
(2)地域で子どもを育む環境づくり	子どもたちのために地域住民が取り組む放課後及び土曜日の学習支援や体験教室などのボランティア活動を支援します。地域と連携して登下校中の児童生徒の安全確保等を図ります。
(3)家庭の教育力の向上	子どもたちの健やかな育ちの基盤である家庭の教育環境は多様化しており、児童生徒の保護者と幼児教育施設を対象に、研修会や親子教室等を実施しながら、保護者への家庭教育を支援します。

基本方向 2 生涯を通じた学びやスポーツの充実

■青少年の健全育成

(1) 青少年健全育成活動の推進	学校・地域・家庭が連携し青少年育成かすみがうら市民会議を支援し、青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりを促進するとともに、放課後の子どもの居場所づくりを進めます。
(2) 青少年の健全育成と体制の整備	青少年相談員が中心となって青少年の最新情報を把握しながら、変化する社会情勢に対応した予防・対策に努め、各種団体等と連携協力し、青少年の健全育成に向けた体制の整備を推進します。
(3) 地域の担い手の育成	高校生会から二十歳の集い実行委員会への入会を働きかけて参加する若者を増やし、地域での安定的な活動を支援していきます。

■生涯学習の充実

(1) 推進体制の確立	市民が自己を磨き豊かで充実した人生が送れるよう、自ら生涯にわたっていつでも学び、その成果が活かせる社会の実現を目指します。
(2) 学習機会の提供と生涯学習団体への支援	市民のライフステージに応じた多様で多彩な生涯学習機会を提供するとともに、自主的な文化活動を展開する団体を支援し、その成果を発表する機会を提供します。
(3) 施設の整備と学習環境の充実	公民館施設の継続的な維持管理に努め、公民館講座の充実や、図書館サービスの向上を図り、市民の生涯学習活動を支えます。
(4) 情報の提供	市民が自らのテーマやライフスタイルに応じて、自ら学ぶ生涯学習を実践することを促進するための支援人材を発掘し、またあらゆる媒体を活用して幅広い情報提供を行います。
(5) 市民協働型の地域コミュニティ活動	参加するだけでなく、地域住民が自ら企画した事業を行政と協働で展開するなど、中学校区ごとの地区公民館活動の活性化を図り、地域住民のつながりを広げていきます。

全ての市民が自分らしい生き方を自ら選択し、より豊かな人生につなげる学びの充実

■スポーツ・レクリエーション活動の振興

(1)活動の推進	誰もが気軽にスポーツに親しめる機会の提供やイベント、スポーツ教室などを開催し、市民がスポーツのある生活を送れるような体制・システムづくりを推進します。
(2)施設の利用促進	社会体育施設の維持管理に努めるとともに、オンライン予約システムなど施設利用の利便性の向上を図ります。
(3)団体の育成	スポーツ少年団や体育協会加盟団体などの活動を支援するとともに、指導者の育成やスポーツボランティアの養成と活用に努めます。

■地域文化の継承と創造

(1)文化財などの継承と保護、活用	文化財の保護、保存、活用や歴史博物館と富士見塚古墳公園及び展示館の魅力ある事業展開に努めます。筑波山地域ジオパーク事業については、ジオサイトの保全とともに観光資源としても活用します。
(2)ふるさと教育の推進	子どもから大人まで多くの市民に、郷土に誇りと愛着を持ってもらえるよう、講座や体験教室等、多様なふるさと教育を推進します。
(3)芸術・文化活動の推進	文化活動団体の活動内容等の情報を積極的に発信するとともに、市民自らが芸術・文化を体験・鑑賞する機会を創出する取り組みを推進します。

■ 施策の体系

基本 方向	基本施策	具体的施策
1 全ての子どもたちの学びの充実	1 かすみがうら市の特色ある教育	(1) かすみがうら市教育振興基本計画の推進 (2) 地域に根ざした小中一貫教育の推進 (3) 地域の特性を活かした教育
	2 確かな学力の定着	(1) 幼児教育から学校教育への接続 (2) 基礎学力の定着
	3 心と体の育成	(1) 豊かな心の育成 (2) 健康の増進や体力の向上 (3) 生徒指導の充実
	4 時代の変化に対応した教育の推進	(1) ICTを活用した学びの充実 (2) 国際性豊かな人材育成 (3) 特別支援教育の充実
	5 教育環境の整備	(1) 教職員の資質向上 (2) 教育を支える環境整備 (3) 学校生活の安全確保
	6 学校・地域・家庭との連携協力	(1) 開かれた学校づくり (2) 地域で子どもを育む環境づくり (3) 家庭の教育力の向上
2 生涯を通じた学びやスポーツの充実	1 青少年の健全育成	(1) 青少年健全育成活動の推進 (2) 青少年の健全育成と体制の整備 (3) 地域の担い手の育成
	2 生涯学習の充実	(1) 推進体制の確立 (2) 学習機会の提供と生涯学習団体への支援 (3) 施設の整備と学習環境の充実 (4) 情報の提供 (5) 市民協働型の地域コミュニティ活動
	3 スポーツ・レクリエーション活動の振興	(1) 活動の推進 (2) 施設の利用促進 (3) 団体の育成
	4 地域文化の継承と創造	(1) 文化財などの継承と保護、活用 (2) ふるさと教育の推進 (3) 芸術・文化活動の推進